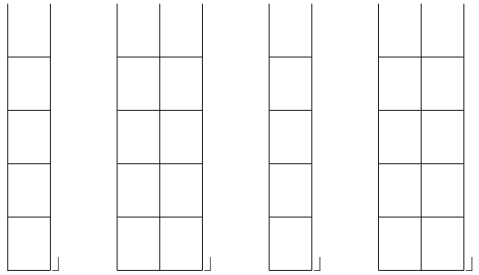
別表第四の一一の表監視設備の項中



「

伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送）
市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送設備 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送）

」を

「

伝送無線機械	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継交換機～相互接続点間伝送）
市外線路	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 （き線点遠隔収容装置～加入者交換機間伝送のうち局設置簡易遠隔収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置～加入者交換機間伝送、加入者交換機～中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送）

」に

改める。

別表第四の一一の表空調設備の項中「遠隔収容装置」を「局設置遠隔収容装置」に改める。

別表第四の一一の表電力設備の項中

「

小規模局舎用蓄電池	局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比

」を

「

小規模局舎用蓄電池	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比
可搬型発動発電機	局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、クロック供給装置、無線伝送装置及び衛星通信設備	電流比

」に

改める。

別表第四の一一の表機械室建物の項及び機械室土地の項中「遠隔収容装置」を「局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置」に改める。

別表第四の一一を次のように改める。

別表第４の３（第６条関係）費用算定に用いる数値

項　　目	数　　値	単　位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	－3.514フェムト	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04496	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	677	円／回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	304,086,009	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	281,006,409	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	288,218,784	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	302,643,534	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	291,103,734	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	302,643,534	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	306,970,959	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	332,935,509	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	328,608,084	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	314,183,334	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	344,475,309	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	358,900,060	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	373,324,810	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	348,802,734	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	306,970,959	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	319,953,234	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	321,395,709	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	324,280,659	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	353,130,159	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	330,050,559	円